

※詳細につきましては、各店舗にてご確認ください。

◆保険補償内容・免責額補償制度について

万一の事故の際、下記限度額の範囲内にて保険金が給付されます。なお、保険の免責金額はお客様のご負担となります。

対人補償 他人を死傷させたとき

1名につき **無制限**



対物補償 他人の車や物に損害を与えたとき

1事故につき **無制限**

免責 **50,000円**



人身補償 運転、同乗者が死傷したとき

1名につき **3,000万円**

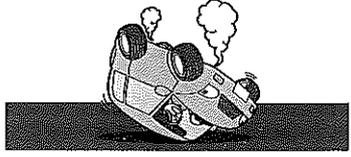
※搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。
【限度額3000万円・損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施】



車両補償 貸出車両に損害を与えたとき

1事故につき **時価**

免責 **50,000円**



◆事故を起こされた際のご負担額について

万一事故を起こされた場合、お客様のご負担は以下となります。

ノンオペレーションチャージ(NOC)

万一事故・盗難・故障・汚損等、起こされ、車両の修理・清掃等が必要となった場合、タバコの焦げ穴、ペット等による臭気、清掃に時間がかかる汚れがある場合その期間中の営業補償の一部として下記金額をご負担いただきます。

自走し予定店舗に返却された場合 **20,000円**

自走できず予定店舗に返却されなかった場合 **50,000円**

免責額補償制度は適用されません

保険の免責額

保険で補償されない免責額をご負担いただきます。

◎対物 **50,000円**

◎車両 **50,000円**

安心の(免責額補償制度)

ご加入された場合、免責額のご負担は免除されます

免責額補償制度加入料 (1日あたり・消費税別) **1,050円**

保険での損害額を超える損害

保険での補償額を超える損害額及び保険金が給付されない場合の損害額をご負担いただきます。

〈例〉

- ◆人身障害3000万円超の損害
- ◆飲酒運転などの保険金が給付されない場合

必ずご確認ください。

《免責額補償制度》

免責とは対物賠償・車両補償の内お客様にご負担いただく金額の事です。免責額補償制度とは免責金額(対物5万円・車両5万円、計10万円)を免除する制度の事です。

※免許取得後1年未満、または過去に重大な事故があり当社が不適当と認めた場合にはご加入をお断りさせていただく場合がございます。

※出発後の付帯はお断りさせていただく場合がございます。

※免責額補償制度にご加入してご利用の延長をされた場合、自動的に免責額補償制度も延長加入になり、24時間毎に1,050円が加算されます。

各種補償及び免責額補償制度について

以下の項目に該当する場合は、制度をご利用できない場合がございます。予めご了承ください。

- ・事故の大小に関わらず警察及びイトモレンタカー事故・故障受付ダイヤル、出発店へ届出及び連絡が無い場合
- ・警察の事故証明が取得できない場合
- ・貸渡期間を無断で延長した上での事故を起こした場合
- ・貸渡時に届出の運転手以外の方が運転されて事故を起こした場合(又貸しも含む)
- ・運転中にシートベルト(助手席・後席を含む)を着用していなかった場合
- ・操作ミスによる故障の場合
- ・定員オーバーでの事故の場合
- ・出発店に無断で事故相手と示談した場合
- ・薬物使用及び飲酒、酒気帯び運転による事故の場合
- ・無免許運転の場合(免許停止期間や運転出来る自動車の種類に違反している場合も含む)
- ・お客様の所有・使用・管理する財物等の損害等
- ・通常の使用用途以外で生じた事故・車体の損害(他車のけん引・車道以外を走行・各種テスト・競技・その他危険な運転等)
- ・店舗敷地内で車両や看板を破損した場合
- ・車両管理を怠った事による被害・盗難、その他の事故について(キーの紛失・盗難によるものを含む)
- ・パンク・バーストやタイヤの損傷・ホイールキャップの紛失、破損(アルミホイール含む)
- ・飛び石等の飛来物によるガラスのひび・割れ・破損
- ・車内装備の汚損・装備品の紛失による損害
- ・タイヤチェーン、チャイルドシートの取付不備による損害
- ・給油時の燃料種類間違いにより生じた故障について
- ・その他貸渡約款の条項に違反して使用した故障について(自動車保険約款の免責事項含む)
- ・その他補償の限度額を超えた損害

◆免責額補償制度について

事故の際に、お客様のご負担となる対物・車両の免責額を免除する制度となります。ご加入されると、保険が適用される事故の場合、免責額のお支払いが免除されます。

【免責額補償制度への加入は任意となります。ご契約手続き後の加入・解約はお断りさせていただきます。】

注 同一貸渡における複数事故の発生時には、初回事故のみが適用となります。

意 当該制度は保険ではありません。

◆ノンオペレーションチャージ(NOC)について

免責額補償制度とは異なりますのでご注意ください。

- ・走行可能でも店舗にご返却されなかった際には50,000円を申し受けます。
- ・免責額補償制度にご加入いただいている場合もご負担いただきます。
- ・適用については、貸渡約款にある【お客様側に過失責任がある】場合に適用となります。(原則として)事故、盗難等の【過失なし】の判定は事故証明によることとします。

◆車両異常や故障について

車両異常や故障が発生した際には、すぐに運転を中止して、ご出発店舗にご連絡ください。

【車両異常・故障発生】

1. 運転を中止する。
2. イットモレンタカー事故・故障受付ダイヤルまでご連絡ください。
3. 出発店までご連絡ください。 車両異常や故障の状況を確認し、対応をさせていただきます。

◆事故発生時について

事故が発生した際には、警察での事故証明を取得してください。自損事故の場合も同様の処理をお願いします。

1. 負傷者の救護
救急車を呼ぶ等、状況に応じた適切な対応をお願い致します。負傷時には必ず病院に行き、診察を受けるようにしましょう。
2. 警察への連絡
【交通事故証明書】を取り付けるため、必ず警察まで事故届けを出してください。
加害・被害事故に関わらず、免許証等によって相手方の【氏名】【住所】【連絡先】を確認してください。
3. イットモレンタカー事故・故障受付ダイヤルまでご連絡ください。
事故の状況を確認させていただくと同時に、対応をさせていただきます。
4. 出発店までご連絡ください。

◆事故の対応と流れについて①～④。

⚠ **絶対にその場で示談しないでください!**

① 負傷者の救護  → ② 警察への連絡 

③ イットモレンタカー事故・故障受付ダイヤル

0120-983-126

フリーダイヤル

●通話料無料 ●365日/24時間受付 ●携帯電話/PHSからも

※本サービスは、あいおいニッセイ同和損保の提供会社である(株)安心ダイヤルがご提供いたします。

保険の適用ができなくなる場合があります。

④ 出発店へのご連絡 (営業所名) 